

松山観光バス株式会社

視野障害対策取扱規程

第1章 総則

(目的)

第1条 視野障害に起因する事故を防止するため、当社における眼科健診等に係る運転者との取り決めとして、本規程を定める。

第2章 眼科健診の受診

(受診対象者)

第2条 次のいずれかに該当する運転者に対し、視野障害が発生しているか否かの検査（以下、「眼科健診」という）を受けさせる。

(1) 65歳以上の者

(2) 緑内障や網膜剥離の既往歴がある者、又は家族にこれらの既往歴がある者

(3) 上記以外で受診が望ましいと会社が判断した者

(受診方法および機関の決定)

第3条 眼科健診は、定期健康診断の健診実施機関で受けることを案内する。ただし、眼底検査、眼圧検査等の取り扱いがない場合、当該検査が可能な任意の医療機関で受けることを案内する。

(受診頻度)

第4条 2年に1回程度を目安として受診することとする。

(受診手順)

第5条 以下の手順で行うこととする。

- (1) 営業所担当者が前条に従い、運転者に対し受診の案内を行う。
- (2) 運転者は運行管理者および営業所担当者と相談し受診の候補日を決定する。
- (3) 営業所担当者は受診機関に予約を行い、決定した受診日を運転者に通知する。
- (4) 運転者は決定した受診日に受診機関にて受診する。

(説明会の開催)

第6条 実施各年度最初の定期健康診断に伴い、眼科健診の必要性や健診の実施要領等について説明会を執り行うこととする。

(受診費用)

第7条 眼科健診に関しては、当社が経費にかかる費用を全額負担することとする。

(受診結果の確認)

第8条 眼科健診の受診結果については当社でも受診機関から確認することとする。異常あり、または異常の疑いがある者に関しては速やかに眼科精密検査を受診させる。

第3章 眼科精密検査の受診

(眼科精密検査の受診対象者)

第9条 眼科精密検査の受診対象者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 眼科健診の結果、異常あり、または異常の疑いがある者
- (2) 視野障害の症状がある者

(眼科精密検査の受診後の対応について)

第10条 眼科精密検査の受診の結果、経過観察と診断された者は主治医の指示に従い経過観察を行い、治療が必要と診断された者は、主治医の指示に従い治療を速やかに開始する。また、経過観察・治療状況について運行管理者に逐次報告することとする。

(経過観察や要治療と診断された者への対処)

第11条 経過観察や要治療と診断された者に対する乗務可否の判断および就業上の措置（運転指導や経過観察等）は、治療状況等を踏まえて、専門医、産業医、運行管理者、運転者の意見を参考に、当社が総合的に判断する。

(上記の処遇に関して)

第12条 経過観察や要治療と診断された者に対する、正当な理由によらない解雇等の扱いは行わないこととする。もし、対象者もしくは第三者が不当な行為であると判断した場合には、当社が適切な説明責任を果たした場合を除き、当該処置を無効とする。

第4章 個人情報

(個人情報の取扱)

第13条 当社においては、眼科健診および眼科精密検査の検査結果等の個人情報の漏洩、滅失または毀損の防止その他の安全管理のために、人的、物理的、技術的に適切な措置を講ずるものとする。

2 下記各号に従って適切に個人情報を取り扱うこととする。

- (1) 保管する個人情報を含む文書は、施錠できる場所への保管、パスワード管理等により、散逸、紛失、漏洩の防止に努める。
- (2) 情報機器は適切に管理し、正式な利用権限のない者には使用させない。
- (3) 個人情報を含む文書であって、保管の必要のないものは、速やかに廃棄する。
- (4) 個人情報を含む文書は、みだりに複写しない。

附則

第1条 本規程は、令和7年1月1日より有効とする。

以上